

令和4年度第2回弘前市都市計画審議会

議事録

| | |
|-----------|---|
| 会議の名称 | 令和4年度第2回弘前市都市計画審議会 |
| 開催年月日 | 令和5年3月22日(水) |
| 開始・終了時刻 | 10時～11時30分 |
| 開催場所 | 弘前市民会館2階 中会議室 |
| 議長の名 | 弘前大学教育学部教授 北原 啓司 |
| 出席者 | <p>会長 北原 啓司 委員 大橋 忠宏 委員 土井 良浩 委員 坂本 崇 委員 野村 太郎 委員 竹内 博之 委員 石岡 千鶴子</p> <p>委員 阿部 伸樹 委員 半澤 一人 委員 齊藤 嘉春 委員 阿保 博実 委員 成田 繁則 委員 山形 正臣</p> |
| 欠席者 | |
| 事務局職員の職氏名 | <p>都市整備部長 天内 隆範 都市計画課長 福士 一之 都市計画課長補佐 池田 昌 都市計画課事業係 主幹兼係長 三上正太 都市計画課総務・計画係 主幹兼係長 高屋 憲幸 都市計画課総務・計画係 主事 長内 遼太郎</p> <p>管財課長 工藤 浩 管財課長補佐 大和田 淳 公園緑地課長 土岐 康之 公園緑地課事業係 主幹兼係長 小山内 渉 青森県警察本部施設課長 西塚 寛 青森県警察本部施設課長補佐 青山 広幸</p> |
| 会議の議題 | <p>1 開 会</p> <p>2 議案審議 [諮問案件] 議案第1号 都市計画道路見直し(案)について 議案第2号 弘前市中心拠点地区都市再生整備計画の事後評価について</p> <p>3 報 告 ・弘前警察署建設に係る宮川第一児童公園の変更について</p> <p>4 閉 会</p> |

令和4年度第2回弘前市都市計画審議会

会議内容

- 1 開 会
- 2 議案審議
[諮問案件]
 - ・議案第1号 都市計画道路見直し(案)について
 - ・議案第2号 弘前市中心拠点地区都市再生整備計画の事後評価について
- 3 報 告
 - ・弘前警察署建設に係る宮川第一児童公園の変更について
- 4 閉 会

【10:00 開会】

令和5年3月22日 都市計画審議会 議事録

【開会】

(池田課長補佐)

本日は、ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、令和4年度第2回弘前市都市計画審議会を開催いたします。

本日の司会を務めます弘前市都市計画課の池田と申します。よろしくお願いたします。

はじめに、お手元の配付資料の確認をいたします。資料は、事前に送付しております「次第」、
「委員名簿」、「席図」、議案第1号「都市計画道路見直し(案)について」、議案第2号「弘前市
中心拠点地区都市再生整備計画の事後評価について」、議案第2号の参考資料、報告「弘前警察
署建設に係る宮川第一児童公園の変更について」、となっております。

不足がございましたら事務局までお知らせください。

【会議】

(池田課長補佐)

それでは、会議に入らせていただきます。

本日は、委員13名のうち12名が出席されており、弘前市都市計画審議会条例第6条第2項
の規定により、定足数を満たしておりますので、直ちに会議を開催いたします。

弘前市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長が会議の議長になり会務を総理すること
となっておりますので、北原会長、よろしくお願いたします。

(北原会長)

それでは、会議に入ります。

本日の案件は、事前にご案内申し上げましたとおり、諮問案件といたしまして、議案第1号「都市計画道路見直し(案)について」、議案第2号「弘前市中心拠点地区都市再生整備計画の事後評価について」の2件と、報告といたしまして「弘前警察署建設に係る宮川第一児童公園の変更について」の1件です。

まず、議案第1号「都市計画道路見直し(案)について」、事務局より説明していただきます。

(高屋主幹兼係長)

議案第1号諮問案件となっております都市計画道路見直し方針(案)について、ご説明させていただきます。

資料は、お手元にごございます弘前市都市計画道路見直し方針(案)をご覧ください。

1 ページ目をご覧ください。

1 弘前市都市計画道路見直し方針(案)を作成する目的についてご説明いたします。

都市計画道路は、都市生活を営む上で必要な都市施設であり、都市の骨組みを形作るものとして都市計画法に基づき都市計画決定されるものです。

国では、人口減少等の社会情勢の変化に伴う都市計画道路のあり方について、平成29年度には都市計画道路の見直しの手引きを公表し、社会経済情勢に合わせた適時適切な見直しを推奨しております。

青森県では、平成17年8月に「都市計画道路見直しガイドライン」を作成し、概ね10年ごとの見直しをすることとしております。

このような中で、当市においても平成23年度に都市計画道路の見直しを実施しておりますが、それから約10年が経過し人口減少等の進展による社会情勢の変化により、都市計画道路の必要性や交通量等が現状と合わない路線が散見している可能性があるため、都市計画道路見直しガイドライン及び将来交通需要推計調査の結果を基に、路線ごとの個別の方針を示した弘前市都市計画道路見直し方針(案)を作成したものです。

2 ページ目をご覧ください。

2 都市計画道路の見直しに係る進め方についてご説明いたします。

都市計画道路の見直しの検討にあたり、青森県が作成した都市計画道路見直しガイドラインを基に定性的な見直し対象路線を抽出した路線評価カルテを作成しました。

また、青森県において令和元年度に実施した将来交通需要推計調査結果を基に、定量的な見直し対象路線を抽出しております。定性的及び定量的において抽出した路線を都市計画道路見直しに係る懇談会やパブリックコメントの実施を踏まえ、弘前市都市計画道路見直し方針(案)を作成しております。

3 ページ目をご覧ください。

3 弘前市都市計画道路の見直しに関する検討体制についてご説明いたします。

都市計画道路見直しの検討にあたり、都市計画や交通工学等といった学識経験者で構成している弘前市都市計画道路の見直しに係る懇談会において意見聴取を実施しております。また、関係機関と情報提供及び協議を進めております。

4 ページ目をご覧ください。

4 弘前市の都市計画道路の状況についてご説明いたします。

当市の都市計画道路は、令和4年4月1日時点で、62路線、延長128.27kmが都市計画決定されており、このうち、延長82.92kmが整備され、進捗率は64.6%となっております。また、未整備の区間がある都市計画道路は23路線で延長45.35kmとなっております。

5 ページ目をご覧ください。

こちらは、都市計画道路全線の整備状況を一覧にまとめております。

6 ページ目をご覧ください。

こちらは、弘前市都市計画道路整備状況図となっております。黒色の実線は整備済、黒色の点線は整備中、青色は県道及び国道の未整備路線、赤色は市道の未整備路線となっております。

7 ページ目をご覧ください。

5 既調査の概要と結果についてご説明いたします。

初めに（1）路線評価カルテによる評価（定性的な見直し対象路線の抽出）となります。

23の未整備路線について、都市計画道路見直しガイドラインに従い、5つのステップの各項目により該当の有無を判定し、計画継続、計画見直し候補路線に分類しました。なお、計画見直し候補路線はさらに5つのケースに再分類したものを8ページ目にまとめております。

9 ページ目をご覧ください。

続きまして（2）将来交通需要推計調査の結果（定量的な見直し対象路線の抽出）についてご説明いたします。

青森県において、想定する都市計画道路網に対し推計される将来交通量を配分し、将来必要な都市計画道路網を明らかにすることで、都市計画道路見直しのための定量的データを得ることを目的として令和元年度に将来交通需要調査を実施しております。調査結果は10ページにまとめております。

11 ページ目をご覧ください。

6 都市計画道路の個別路線に関する見直し方針をご説明いたします。

定性的及び定量的の結果を踏まえ、路線ごとの個別の見直し方針を基に、都市計画道路の見直

しに係る懇談会において、意見聴取を行っております。

懇談会では、将来の交通量の検証の他に、市の特徴である歴史的な建造物や街並みを保全していくことも重要であるとの意見を踏まえ、交通量と歴史的な建造物や街並みの保全について、関係機関との協議を行い各路線の再分析を行ったものです。

結果としては、見直し対象路線23路線のうち、従来の都市計画決定から変わらない継続路線が19路線、従来の都市計画決定から計画幅員や計画線を変更する路線が6路線、従来の都市計画決定から廃止する路線が5路線となっております。

なお、7路線につきましては、継続、変更、廃止路線が重複しております。

参考として、変更路線や廃止路線のイメージ図を掲載しておりますので、ご説明いたします。変更路線の左側の図ですが、現道の幅員を黒色の計画線まで拡幅することで都市計画決定されているものを、赤色に拡幅する幅を変更するイメージとなっております。次に、真ん中の図ですが、計画線が歴史的建造物に支障とならないように赤色へ変更するイメージとなっております。次に、右側の図ですが、市街地を通る計画となり、支障となる建物が多いため計画のルートを赤色に変更するイメージとなっております。

廃止路線のイメージ図を説明いたします。

現道の幅員を黒色まで拡幅する都市計画決定となっておりますが、拡幅を廃止するイメージとなっております。なお、現道はそのまま残ります。

12ページ目をご覧ください。

ここでは、従来の都市計画決定から変わらない継続路線の一覧表となります。19路線ございます。なお、継続路線の中には、歴史的建造物が立地している路線もございますが、歴史的建造物は保全していくこととしております。

13ページ目をご覧ください。

ここでは、計画幅員や計画線を変更する変更路線の一覧表となります。6路線ございます。

14ページ目をご覧ください。

ここでは、都市計画決定から計画を廃止する廃止路線の一覧表となります。5路線ございます。

15ページ目をご覧ください。

こちらの都市計画道路見直し方針（案）図により変更及び廃止路線をご説明いたします。

変更路線の1路線目は3・3・10号元寺町向外瀬線で、東城北の津軽長寿温泉付近から一番町の三上ビル付近までの区間において、景観重要建造物である翠明荘や石場旅館、三上ビルが都市計画道路区域外となるよう幅員を変更するものでございます。

2路線目は3・4・2号富田千年線で、松原の松原公務員宿舎付近からファミリーマート松原東店付近交差点までの区間において、計画線を現道に合わせた線形へ変更するものです。

3路線目は3・4・4号元寺町小沢線で、一番町の三上ビルから本町のドーミーイン弘前まで

の区間及び青森県立弘前高等学校付近から樹木のローソン弘前樹木店までの区間において、新寺町の景観に配慮した塀や歴史的建造物である加藤味噌醤油醸造元、旧町田家住宅、小堀旅館が都市計画道路区域外となるよう幅員や計画線を変更するものでございます。

4 路線目は、3・4・7号弘前宮地線で、下土手町の菊池薬局付近交差点から一番町の三上ビル付近交差点までの区間において、景観重要建造物である三上ビルが都市計画道路区域外となるよう幅員を変更するものでございます。また、藤田記念庭園付近交差点から駒越の弘前第一養護学校付近までの区間の約1.6 kmにおいて計画幅員にばらつきがあることから整えるよう変更するものでございます。

5 路線目は、3・4・20号紺屋町野田線で、野田市宮住宅付近交差点から和徳町の太田印房付近交差点までの区間において、現在青森県で実施している事業中の区間と幅員を合わせ変更するものでございます。

6 路線目は、3・4・34号門外千年線で、門外の弘前ドライクリーニング工場付近から国道7号までの区間において、JR奥羽本線踏切箇所が立体交差から平面交差へ変更するものでございます。

続きまして、廃止路線のご説明いたします。

廃止路線の1 路線目は、3・4・1号和徳堀越線で、撫牛子にある田舎館へ向かう主要地方道弘前環状線との交差点から大久保方面の区間において、現道で十分な交通処理能力を有していることから廃止とするものでございます。

2 路線目は、3・4・2号富田千年線で、松原のファミリーマート松原東店付近交差点から大和沢川にかかる上千年橋までの区間において、現道で十分な交通処理能力を有していることから廃止とするものでございます。

3 路線目は、3・5・2号堀越大原線で、弘前松原郵便局付近交差点から大原のファミリーマート弘前清水三丁目店付近の区間において、当該区間は、現道が無いことや周辺道路で十分な交通処理能力を有していることから廃止とするものでございます。

4 路線目は、3・5・38号真土野崎線で、一町田の県道関ヶ平五代線交差点から高屋の蒔苗横町線までの区間において、別途道路部局で広域環状道路を整備しており、代替路線となりうることから、本路線の必要性が低いと廃止とするものでございます。

5 路線目は、3・5・39号賀田兼平線で、賀田の主要地方道五所川原岩木線との交差点から五代字沼田までの区間において、現道で十分な交通処理能力を有していることから廃止とするものでございます。

16 ページ目をご覧ください。

7 都市計画道路の変更に係る進め方についてご説明いたします。

今回の都市計画道路見直しの結果により、変更6 路線、廃止5 路線と判断しております。これらについては、土地所有者や関係者等へ説明を行い、合意形成を図りながら都市計画変更の検討を進めていきます。

変更路線及び区間について、線形の変更の場合は、これまで建築制限が課せられてきた土地所有者や関係者等には建築制限がなくなり、一方で、変更後、新たに都市計画道路区域に入る土地

所有者や関係者等には新たに建築制限を課すこととなります。このため、都市計画の変更を行う場合は、道路の設計を実施し関係機関との協議を踏まえ、その必要性、見直しの効果について、十分に説明を行ってまいります。

また、廃止路線及び区間について、計画を廃止する場合は、土地所有者や関係者等に周知を行い、住民説明会等を踏まえて合意形成が得られた路線及び区間について都市計画変更の手続きを進めていきます。

最後に、都市計画道路の計画を変更する場合の手続きについてご説明いたします。都市計画変更路線に係る都市計画変更（原案）を作成します。変更原案説明会の開催や原案について意見を述べる機会を設ける公聴会の開催を行います。その後、都市計画変更（案）を作成し、公告及び縦覧を行い都市計画審議会において議決案件として付議いたします。議決された場合は都市計画変更を決定する流れとなります。

以上で、弘前市都市計画道路見直し方針（案）についての説明を終了いたします。

（北原会長）

見直しの懇談会の意見を元にそして県が作成しているマニュアルを踏襲する形で得られた全ての路線に関する考え方について、変更及び廃止等について個別にご説明いただきました。

今のお話に対してご質問とか異議がありましたらいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。私から1つ確認があります。

見直し無しの路線について、景観的に重要な建物は保全すると書いていますが、この場合の保全というのは市の予算を使って保全していくのか、あるいは民間の所有者の負担で保全していくのか、そのへんのイメージについて教えてください。

（福土課長）

公共施設の場合は市の方で責任をもって保全していきます。

ただし、景観に重要な建造物であって、民が所有する物件については市の方で補助制度等もありますのでそれを活用しながら保全していく考えです。

（北原会長）

補助制度があるので全部自己負担ということではないのですね。わかりました。

他よろしいですか。

では、議案第2号にいきたいと思います。

「弘前市中心拠点地区都市再生整備計画の事後評価について」事務局の方からよろしく申し上げます。

(三上主幹)

弘前市中心拠点地区都市再生整備計画の事後評価についてご説明させていただきます。

1 ページ目になります。

都市再生整備計画とは何かということですが、都市再生特別措置法に基づいて都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象として市町村が作成することができるまちづくりの計画となっています。市町村がまちづくりの目標や指標について設定して目標達成のために必要な都市基盤や都市施設の整備、関連するソフト事業等を都市再生整備計画に位置付けることで計画に基づく事業に対して国から予算支援を受けることができるものとなっています。

2 ページ目になります。

事後評価の概要について説明します。都市再生整備計画に基づく事業は、交付期間終了後の効果の持続や今後のまちづくりへの展開を図るために、まちづくりを目標に対する達成状況の確認、効果発現要因を整理して今後のまちづくりの方策を検討することとされています。事後評価の方法としては、国土交通省発行の都市再生整備計画事業等評価の手引きを参考に進めています。手順としては市で事業評価の原案を作成してその内容について透明性、客観性、公正さを確保するために市民等への公表と意見募集、それから評価委員会の審議を行って評価結果をチェックしていきます。評価委員会の審議として都市計画審議会委員の皆様のご意見も頂戴いただきたく本議案について質問させていただいています。

本審議会終了後、市で評価結果をまとめて国への報告及び市のホームページへの公表を行っていくこととしています。

3 ページ目お願いします。

こちらが当市で作成した都市再生整備計画の概要です。地区名は弘前市中心拠点地区、面積は237.9ha、交付期間については平成27年度から令和2年度なっていますが繰越によって令和3年度までの実施となっています。交付対象事業費が約41億円、国費率が50%となっています。その他計画の目標や実施した事業については記載のとおりとなっています。

4 ページ目お願いします。

事業の実施状況について説明します。

図面の赤枠で囲われた区域が弘前市中心拠点地区となっていて弘前れんが倉庫美術館の整備、中央弘前駅前の都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線の整備、鷹揚公園二の丸南部遺構整備などを行ってきたところです。

5 ページ目お願いします。

こちらは実施した事業後の完成した写真を添付しています。

6 ページ目をお願いします。

こちらが都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況についてです。都市再生整備計画には4つの指標を数値目標として掲げていて中心市街地の歩行者自転車通行量、中心市街地観光施設等利用者数、中心市街地の居住人口の割合、公示価格と4つ掲載しています。また下段に記載しているその他の数値指標は事業実施によって当初設定した指標では計測できない事業効果について新たに設定したものとなっています。考察孝については後ほど説明させていただきます。

7 ページをお願いします。

実施過程の評価についてです。

こちらは都市再生整備計画期間中に行った官民連携組織の立ち上げや公共的空間を活用した社会実験の実施についての内容や今後対応方針まとめたものとなっています。官民連携による取り組みの実施やまちづくり体制を構築することは事業完了後の継続的なまちづくりの土台になるものと考えています

8 ページをお願いします。

ここからは各指標の説明をしたいと思います。

中心市街地の歩行者、自転車通行量については目標値23,300人に対して評価値が10,918人となっていて目標達成とはなりませんでした。これは新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による要因が大きく事業効果の発現に至っていないと考えています。改善の方針としてはウィズ・アフターコロナを見据え、歴史的・文化的価値がある建物をはじめとする既存ストックを有効活用し市民が健康で住みやすいまちづくりを進めるとともに官民連携による居心地が良く歩きたくなる空間づくりを推進して中心市街地の魅力を高めることで来街者の増加をはかっていきたいと思っています。

9 ページをお願いします。

中心市街地観光施設等利用者数については目標値が2,301,000人に対して評価値が586,278人となっていて目標の達成とはなりませんでした。こちらも新型コロナウイルス感染症の影響による要因が大きく事業効果の発現に至っていないと考えています。改善の方針としては旧市立病院旧第一大成小学校跡地における健康づくりのまちなか拠点整備や官民が連携した公共的空間を利活用の推進により他の観光施設等との相乗効果による中心市街地への新たな誘客をはかっていきたいと思っています。

10 ページをお願いします。

中心市街地の居住人口の割合についてですが、目標値5.9%に対して評価値が6.0%となっており数値目標を達成した状況となっています。都市全体の人口が減少しているものの中心市街地区域内の人口がほぼ横ばい傾向のあることから数値目標を達成できたものであります。今後の活用としてはまちなか居住の促進やスポンジ化に対応した仕組みづくり等の検討、中心市街地を暮らしの場とすることのメリットを積極的に情報発信するなど、引き続き郊外への人口流出を抑制し中心市街地の居住人口の位置向上を図っていきたいと考えています。

11 ページをお願いします。

公示価格についてですが目標値66,700円に対して評価値が64,700円となっており目標達成はなりません。中心市街地における街路整備等の推進により安全な歩行空間の形成やまちなかの回遊性の向上を図りましたが新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値の達成は出来なかったと考えております。改善の方針としては旧市立病院、旧第一大成小学校跡地における健康づくりのまちなか拠点の整備や公共的空間を利活用した居心地が良い滞在環境を作ることで、まちなかの活性化を図り地価の下落を抑制、維持するとともに経済活動を生み出すきっかけづくりを行うことでまちなかでの経済循環を創出しエリア価値を向上させたいと考えています。

12 ページをお願いします。

その他の指標についてです。事業の実施により当初設定した指標では計測出来ない事業効果について新たに設定したものです。初めにエリアプラットフォーム構成員数についてです。こちらは令和元年度に設立したまちづくり組織である中土手町まちづくり推進会議の構成員数でありまして、当初2団体であったものが令和4年12月末時点では10団体に増加しておりまして社会実験等を実施する中で構成員が拡充されてきており、今後の継続的な事業展開が見込め地域の魅力発展の貢献が見込めると考えております。今後の活用としましては、すべての関係者が共有する将来像として未来エリアビジョンを作成し持続可能な体制づくり及び事業の構築を図っていきたいと考えています。

13 ページをお願いします。

土淵川吉野町緑地を利用したイベント件数についてです。平成25年度には0件だったことに対し令和4年度は年間9件の利用となっています。弘前れんが倉庫美術館と一体となった緑地の整備によりまして緑地を使用したイベント等の開催を希望する市民や団体が増加しておりまして周辺地域への賑わい波及が期待できるものと考えています。今後の活用としては、弘前れんが倉庫美術館と連携した土淵川吉野町緑地の適切な運用とともに公共的空間を活用した居心地が良い滞在環境への取り組みを継続、実施していきたいと考えています。

14 ページをお願いします。

今後のまちづくり方策の作成についてのご説明になります。まちの課題の変化としては表の左の欄に記載していますが事業前の課題、都市再生整備計画に記載したまちの課題となっており、真ん中の欄が達成されたこと課題の改善状況、右の欄が残された未解決の課題となっています。中土手町まちづくり推進会議における公共的空間を利活用した社会実験等の実施や未来エリアビジョン作成への取り組み、鷹揚公園二の丸南部遺構整備による情報発信拠点施設の拡充、都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線の整備や市道土手町住吉町線の高質舗装化による歩行空間の形成、中央弘前駅前における交通結節機能の強化、弘前れんが倉庫美術館の整備による拠点施設の整備やPFI方式による効率的な事業の推進実施することにより課題の改善に取り組んできたところです。残された未解決の課題としてエリアプラットフォームにおいて未来エリアビジョ

ンの作成に取り組んでいるものの策定までには至っていない点や中央弘前駅広場の拡張整備を見合わせている状況の点があげられるところです。

15ページをお願いします。

今後のまちづくりの方策としては4点あげています。まず弘前れんが倉庫美術館の適正な運営としまして弘前ならではの現代アートの鑑賞機会を提供すると共に市民らによる文化芸術活動の推進を図り中心市街地における交流人口、関係人口の増加に繋げていきます。続きましてエリアプラットフォーム民間プレーヤーとの官民連携推進としましてエリアマネジメントの観点による未来エリアビジョンの作成やウィズ・アフターコロナを見据えたまちづくり施策の検討、試行、構築を行っていきます。エリアプラットフォームにおける自走化の仕組みと共有すべきビジョンの構築としまして中土手町まちづくり推進会議において全ての関係者が共有する将来像として未来エリアビジョンを作成し持続可能な体制づくり及び事業の構築を図っていきます。最後に駅前広場の拡張整備見合わせへの対応として、中央弘前駅構内の自由通路化により土手町及び鍛冶町の中心商店街ならびに弘前れんが倉庫美術館との連絡性、一体性の向上を図ることや鉄道事業者や沿線自治体、地域の関係機関等と連携し持続可能な運行が出来るよう利用促進やサービス向上に取り組んでいきたいと考えています。

16ページをお願いします。

今後の都市再生整備計画事業の活用についてです。地区名は弘前市中心拠点地区第2期としており今回説明している区域と同じ区域で今年度令和4年度より事業を実施しています。主な事業としましては旧市立病院、旧第一大成小学校跡地を健康づくりのまちなか拠点として整備することや官民連携による歩きたくなるまちなかの形成などに取り組むこととしています。これらの事業を実施することで賑わいの創出と交流人口の増加を目指していきたいと考えています。

17ページをお願いします。

最後に事業評価原案の公表及び意見募集についてです。事後評価原案の公表につきましては市のホームページ、都市計画課窓口閲覧により行っています。広報等により周知していましたが、公表及び意見募集につきましては令和5年2月1日～28日の1ヶ月間行っていますが意見等の提出はありませんでした。今後のスケジュールとしましては本年3月中旬に事業評価結果をまとめまして4月上旬頃に国土交通省へ報告し4月下旬頃には評価結果を公表していく予定しています。以上説明を終わります。

(北原会長)

ありがとうございました。

議案第2号の説明につきまして委員の皆様ご質問ご意見ありますか。

野村委員どうぞ。

(野村委員)

説明ありがとうございました。

達成できなかった要因が予想外の新型コロナウイルス流行、外出の自粛、観光客の減少があったと思います。それはやむを得ないと思いますが問題はこれからのアフターコロナにおいて目標値の達成していくための取り組みの在り方となっていくと思いますが、少々説明はありましたがコロナ前と同じ想定で事業をやるのか、それともコロナをふまえてアフターコロナというのはコロナ前と状況が違うのでふまえた上で施策を打っていくのかでは違ってくると思いますが、コロナ後の取り組み方について従来のとの変更点、方針の在り方はどのように考えていますか。

(北原会長)

いかがでしょうか。

(福土課長)

コロナ後の対応ですが大きい点では2月28日に選定されましたまちづくりプレイングマネージャーを中心にマネージャーと市が連携して大きくこれまでにない活性化を図る政策に取り組んでいきたいと考えています。当然継続すべき事業についてもプレイングマネージャーと連携しながら一緒になって活性化に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

(野村委員)

ありがとうございます。今回の場合、コロナがあってもなくても達成できなかったかもしれない要因とコロナによって事情変更せざるを得なかった要因をブラッシュアップしてコロナじゃなくても出来なかったかもしれない要因を潰していただいて具体的な政策の策定に取り組んでいたきたいと意見として申し上げます。

(北原会長)

おっしゃる通りでコロナだからという言い方でつつい見落としてしまうので冷静に考えたらコロナがなくても出来なかったこともあったと思うので、冷静に見ておかないとこれからの数年間に大きな影響があると思います。新しいテコ入れをしてマネージャーと作っていくと同時に再度今まで考えていたものについて総括していただきたいという話なのでよろしくお願いします。

(長内主事)

補足1点今説明した整備計画の事業でコロナを踏まえ起因して健康拠点のまちなか整備が今回第2期に入ってきています。加えて国土交通省でニューノーマルの要素を含めた事業を展開していくことになっていて公共的空間オープンスペースを活用して人の交流を生み出していく方針がひとつあるのでニューノーマルはそれだけではないですがそういった要因をふまえて第2期計画の中に大きな事業として健康拠点整備とまちづくりエリアマネージャー導入の2点を実施していくという方針です。

(北原会長)

ご存知の通り国土交通省はコロナが出てから外部空間系政策をいっぱい出してきて密じゃなければいいと道路を使うことがクリーンになってきたのでそれはプラスになっていると思います。野村委員が言うように中央弘前駅もコロナとは関係ないのでしっかりと見ておかないといけないと思います。ほかにいかがでしょう。

こういったかたちで評価をして国土交通省に伝えるかたちでやり方についてはしっかりとやっていますよとわかりますのでその部分については進めていただけたらと思います。

議案第2号についてはこれで終わりにさせていただきます。

今日の報告事項ですが、弘前警察署建設にかかわる宮川第一児童公園の変更について事務局からお願いします。

(管財課大和田課長補佐)

弘前市財務部管財課大和田です。報告案件となっている弘前警察署建設にかかる宮川第一児童公園変更について説明させていただきます。本件については市と青森県警察本部から説明させていただきます。お手元にある右上に報告案件と書かれている資料をご覧ください。

1 ページ目をご覧ください。

1 趣旨説明について説明させていただきます。

青森県警察本部から弘前警察署に隣接する宮川第一児童公園の敷地の一部を取得し築40年以上経過している弘前警察署を建て替えたいとの要望が市にありました。当市としては建て替えにより設備の充実等が図られることは警察機能の強化にも繋がり住民の安心安全を第一に考えた場合必要であると判断したものです。この後の説明におきまして公園の名称が2つ出てきます。非常にわかりにくいかもしれませんが宮川第一児童公園は都市計画決定している名称となっておりまして八幡町東公園と第3市民プールで構成されているものとなっています。

2 ページをご覧ください。

2 青森県警察本部からの要望について説明させていただきます。

こちらの図につきましては弘前警察署と宮川第一児童公園を表しています。青森県警察本部からの要望内容ですが市有地である宮川第一児童公園のうち八幡町東公園の約4,800㎡を取得したいものであり要望の理由としては弘前警察署の管轄は弘前市、板柳町、藤崎町、西目屋村となっており管轄区域内における機能強化や利便性の観点から現在地での庁舎建設が望ましいこと又警察署の敷地が拡張されることによりこれまで設置が困難であった設備等が設置可能となるほか利用しやすい設計が可能となり治安維持能力が強化されることがあげられます。

3 ページをご覧ください。

3 弘前警察署の状況について説明させていただきます。

八幡町三丁目に立地している弘前警察署は昭和56年に建築後41年経過しています。敷地面

積は約7,900㎡、管轄は弘前市を含む4市町村となっており管内の人口は約187,000人となっております。現庁舎は老朽化が著しいことや庁舎が狭く来庁者のプライバシーに配慮した各種相談室がないことバリアフリー化が図られていないため来庁者が利用しづらい状況などの資料に記載している問題点があると伺っています。

4 ページをご覧ください。

4 公園の面積減少に係る弘前市の見解について説明させていただきます。

弘前警察署は明治8年から弘前市に立地してきて当市をはじめ管轄内の住民の安全を長年に渡り守ってきていただいています。現在の敷地は建築後40年以上が経過し管轄内の住民で広く立地場所が浸透していること敷地拡張後は地震、風水害等の災害が発生した際に災害警備体制の確立ができること来庁者駐車場を活動空地として災害活動拠点機能の位置付けができることから市では隣接する公園部分を含めた公園の面積が約7,900㎡から約4,800㎡減少し約3,100㎡となることや危険が切迫した際に一時的に非難する場所となっている指定緊急避難場所の指定が外れることとなりますが警察用地を拡張することは警察機能の強化が図られ市民を含めた管轄内住民の安全安心に繋がると考え青森県警察本部が要望する建て替え計画を推進したいと考えています。

5 ページをご覧ください。

5 宮川第一児童公園の整備について説明させていただきます。

地図上の線で囲んでいる部分が宮川地区土地区画整理事業の施行区域となっております。宮川第一児童公園は同事業に合わせ整備した6つの公園の1つで昭和62年に共有を開始しています。都市計画決定は昭和56年、敷地面積は約7,900㎡でそのうち八幡町東公園の面積は約4,800㎡、プール面積は約3,100㎡なっています。

6 ページをご覧ください。

6 公園の面積減少に伴う整理事項について説明させていただきます。

この表については、弘前警察署敷地拡張に係る宮川第一児童公園の減少に伴う内容を整理したものであります。土地区画整理法施行規則第9条第1項第6号では土地区画整理事業施行地区内の面積に占める公園面積の割合を3%以上としています。現在宮川地区の土地区画整理事業地区内の面積は約664,000㎡で事業地区内の面積に占める公園面積の割合は約3.03%にあたる約20,100㎡となっております。また市が定めている弘前市都市公園の配置及び規模ならびに公園施設の建築面積の基準を定める条例では市の区域内ならびに市街地の都市公園の当該市街地住民1人あたりの敷地面積の標準は11㎡となっております。弘前警察署敷地拡張後の公園面積合計は約15,300㎡で事業地区内の面積に占める公園面積割合は約2.3%となり3%確保できなくなりますがその対応は次のページで説明します。

7 ページをご覧ください。

7 土地区画整理事業に基づく施行地区内の公園面積について説明させていただきます。

この図は宮川第一児童公園周辺の公園設置と公園を利用する人の範囲を示す誘致距離を円で表示したものです。先ほど説明した宮川地区土地区画整備事業で整理した公園からさらに範囲を広めて公園の配置を表示しています。なお水色で表示している宮園公園や城北公園は主として近隣に居住する者を利用に供することを目的とする公園となっていて近隣公園として位置付けています。緑で表示している青山いこい公園や宮川第一児童公園は市として街区内に居住するものの利用に供することを目的とする公園で街区公園として位置付けています。弘前警察署敷地拡張にあたり宮川第一児童公園の面積は減少し宮川第一児童公園の北東部分には一部空白地帯が生じることになりますが空白地帯の大部分は公共施設である警察署の庁舎駐車場や商業施設などの非居住地域となっていること、さらには周辺には既存の近隣公園が2施設、街区公園が5施設設置されているため他の公園の誘致距離内で地域を概ねカバーしているため問題はないと考えています。なお宮川第一児童公園は第3市民プールを含め都市公園として決定しているため第3市民プールは残りますが計画上は誘致距離内ですべてカバーしていることとなります。

8 ページからは青森県警察本部からの説明になります。

(警察本部青山施設課長補佐)

警察本部施設課青山と申します。よろしくお願ひ致します。私の方から8ページから13ページまで説明させていただきます。

8 ページをご覧ください。

弘前警察署構想図について説明させていただきます。

まず弘前警察署の現状ですが、築41年を経過し耐震強度は問題ありませんが庁舎の色が薄れており壁のひび割れも目立ってきています。暖房設備の不具合やトイレの排水管につまりが生じ一部利用を停止している設備もあります。そのほかエレベーターをはじめとしたバリアフリー化がなされていないこと、各部屋がかなり狭くプライバシーの配慮が必要な相談室や捜査本部など設置するスペースがないこと、駐車場も不足し1台あたりの区画も狭いことなど職員の勤務環境の悪化はもとより来庁される市民の皆様にご迷惑をかけている状況であります。

次に新しい警察署の構想について説明します。土地について資料の右側の枠で囲まれた部分が現在の警察署の敷地で今回警察署拡張新築するため左側の枠で囲まれた八幡町東公園分の取得を要望しています。なお警察署の建築については県の財政部門知事県議会を通す必要があります。ここに示しているのは現時点なので決定したものではありません。今後変更することがありますのでご了承願ひます。建物については庁舎の大きさ、外観、フロア、設計委託の段階で決まるので現時点では具体的なプランではありませんが弘前警察署は、青森警察署、八戸警察署と並び津軽方面の中核として非常に重要な役割を担っていますので、4階から5階建ての建物になるのを想定しています。そのほかの敷地については他警察署の例をあげますと現在の青森警察署は庁舎も狭く駐車場がほぼゼロですが別途倉庫や駐車場を借上げしています。八戸警察署も駐車場が足りず別途駐車場を借上げしており、どちらも年間数百万円の費用がかかっている実情を考えますと弘前

警察署の駐車スペースの拡張は必要であり災害が発生した場合の活動拠点になることから敷地が決して広すぎるとは考えていません。

また9ページには、現在藤崎町にある交通機動隊弘前方面隊の集約が示されていますが施設を集約させることが治安維持機能の強化に繋がり維持管理費も少なく済みます。ただ交通機動隊弘前方面隊は平成23年に建設されたものですので移転するとしても先ほどの話であり時代の変化に合わせて変更していくことが必要と思われます。

10ページから12ページは建築にあたってのコンセプトを記載していますが13ページに内容を集約していますので13ページをご覧ください。

警察署建築のコンセプトは大きく治安機能の強化、防災拠点の強化、時代の変化に対応する施設の3点であります。内容をご覧の通りになっておりますが警察本部としては市民の安全安心の確保、市民が快適に来庁していただける環境の構築を最重点に青森警察署や八戸警察署に並ぶ津軽方面の中核としてふさわしい建物を建設したいと考えています。

以上で警察からの説明は終わります。

(管財課大和田課長補佐)

それでは引き続きまして再び管財課大和田から説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

14 スケジュールについて説明させていただきます。

この一覧表は、令和4年度から令和10年度までにおける弘前市及び青森県警察本部のスケジュールとなっています。初めに弘前市のスケジュールを説明します。令和4年度ですが3月16日、17日、19日にかけて宮川第一児童公園周辺及び宮川地区土地区画整備事業区域内の住民の方々に対し意見聴取を行うための説明会を開催しています。また有識者として弘前市都市公園管理審議会を代表して2名の委員にも参加していただいています。なお説明会については既に開催していますが説明会の状況について簡単に説明させていただきます。3日間にわたり合計4回の説明会を開催し都市公園の管理審議会委員も含めトータル23人の方に出席いただきました。説明会は本日と同じ資料で説明しまして参加した皆様からの意見としては、「第三市民プールについては今後どうなるのか」、「第三市民プールやローソンの敷地を含め一体として警察署を整備したほうが良いのではないか」、「八幡町東公園が廃止となればその周辺近隣の公園は利用者の利便性向上のための再整備を予定しているのか」、「昨年の大雨のような場合は警察署に避難できるようになるのか」といった意見が出されましたけど警察署建て替えに関する意見や公園を廃止することに対する直接的な反対意見はなかったです。

続きましてスケジュールに戻らせていただきます。

令和5年度について都市公園の面積を変更する都市計画変更手続きを行いたいと思います。変更原案の住民説明会、変更原案に対し意見を述べる機会である公聴会を行ったのち変更原案で問題がなければ名称を変更案として縦覧や意見書提出の機会を行い都市計画審議会において変更案を諮り議決された場合は決定し告示することになります。続きまして青森県警察本部のスケジュールを説明させていただきます。令和5年度は庁舎建て替えの設計や工事を進めるうえで根幹となる基本計画の策定を行います。令和6年度は庁舎の構造や配置、レイアウト備えるべき機能や

設備、内外のデザイン等を設計書として取りまとめる基本設計や基本設計に基づき工事施工を考慮したうえでデザインと技術面の両面にわたる詳細な設計書である実施設計を行い工事施工に向けて工事費の具体的な積算を行います。その後八幡町東公園を解体し跡地に新庁舎の建て替え工事を行い予定では令和10年度に供用開始と伺っています。現庁舎の敷地は解体後駐車場等の用地として整備を行う予定となっています。

続きまして15ページをご覧ください。

ここからは参考資料としていますがこれまで説明した内容の根拠を整理したものとなっています。それでは都市公園の保存について説明させていただきます。都市公園法における都市公園は都市における緑とオープンスペースであり人々の憩いとレクリエーションの場となるほか災害時の避難場所等として機能するなど多様な機能を有していることから住民の貴重な資産としてその存続を図ることが必要であるため保存規定が設けられています。このため公益上特別な必要がある場合の他みだりに都市公園を廃止してはならないと書いています。

16ページをご覧ください。

公益上特別な必要がある場合について説明させていただきます。都市公園法運用指針では公益上特別な必要がある場合については都市公園の用に供しておくよりも他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合であること記載されています。その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要があることから今回住民説明会を開催し住民の方々からの意見や有識者として弘前市都市公園管理審議会委員の方から意見を伺ったところです。

17ページをご覧ください。

土地区画整理事業における公園の整備について説明します。7ページでも説明しましたが土地区画整理事業を行う場合の公園面積は事業区域の面積の3%以上と定められています。土地区画整理事業運用指針では健全な市街地を造成するのに支障がないと認められる場合として施行地区が周辺における既存の公園の誘致距離内ある場合とされていることからこれを準用し弘前警察署の建設が特別な事業の範囲内であると整理しています。

18ページをご覧ください。

都市公園の廃止手続きについて説明します。都市公園を廃止する場合は国土交通大臣への報告や都市公園台帳の記載事項の変更などの手続きのほか14ページでも説明しましたが都市計画決定している公園となっていますので都市計画法に基づく都市計画決定変更の手続きを行うこととなっています。

以上で報告案件となっています弘前警察署建設に係る宮川第一児童公園の変更についての説明を終わります。

(北原会長)

ありがとうございました。

今、話がありましたように宮川第一児童公園の変更につきまして理由、それから警察の方からお話いただきまして、最後に管財課の方から都市公園の廃止手続きの説明をいただきました。

皆さんの方からご質問ありますか。

(「なし」との声あり)

こういう丁寧にしていただきましたのでこのまま進めていただきたいということで、後々都市計画審議会の方に説明があるかと思えます。今日は報告ということで皆さんの気に留めていただければと思います。では今日用意しました議案、報告すべて終わりましたので司会進行は事務局に戻します。

(池田課長補佐)

北原会長ありがとうございました。

これをもちまして本日の議事は終了となります。委員の皆様ご出席いただきましてありがとうございました。

【 1 1 : 3 0 閉会】